

国民健康保険事業費納付金等について
(厚生労働省資料抜粋)

国保改革による財政支援の拡充について

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<平成27年度から実施> (1,700億円)

- **低所得者対策の強化**
(低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

1,700億円

<平成30年度から実施> (1,700億円)

- **財政調整機能の強化**
(精神疾患や子どもの被保険者数等自治体の責めによらない要因への対応 等)

800億円

- **保険者努力支援制度**
(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

840億円

- **財政リスクの分散・軽減方策**
(高額医療費への対応)

60億円

※ 平成27～30年度予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

【参考】

(単位：億円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,700
財政安定化基金の造成 <積立総額>	200 <200>	400 <600>	1,100 <1,700>	300 <2,000>	— <2,000>

消費税財源
(5⇒8%)

総報酬割化
財源

1

納付金算定上の係数について

- 平成31年度の予算総額は平成30年度と同規模を維持する。なお、保険者努力支援制度分については、平成31年度予算に912億円を計上したことにより特例基金を活用せず、また、特調の活用額を縮小する。
- 消費税率の引上げに伴う診療報酬本体分の改定影響や団塊世代の高齢化等を考慮して、例外的な措置としての国特別調整交付金による追加激変緩和100億円を維持する。また、経営努力分の経過措置についても平成30年度の算定方式を維持する。

		平成30年1月	平成30年11月	平成31年1月
		本算定（確定係数）	秋の試算（仮係数）	本算定（確定係数）
対象予算		平成30年度予算ベース	平成31年度予算ベース	
追加公費		約1,600億円	約1,600億円	約1,670億円
内訳	普通調整交付金	約300億円	約350億円	約350億円
	暫定措置	約300億円	約250億円	約250億円
	特別調整交付金	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）
	保険者努力（都道府県）	約500億円	約500億円	約500億円
	保険者努力（市町村）	約340億円 （別途特調より160億円）	約300億円 （別途特調より約200億円）	約412億円 （別途特調より約88億円）
	特別高額医療費共同事業	約60億円	約60億円	約60億円
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・特調による追加激変緩和措置として100億円を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（84億円）を提示 ・保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額（速報値）を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（100億円）を提示 ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示

※追加公費のうち、精神、非自発分（約100億円）については未反映。追加公費の総額部分については四捨五入を行っている。

4段階の激変緩和措置(平成31年度)

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、全体的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びはほぼ抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。
- 平成31年度において追加公費の投入規模が平成30年度とほぼ変わらないため、被保険者数の減少により、1人当たり効果額は増加する。
- 加えて、都道府県の平成30年度特別会計予算に決算剰余金が見込まれる場合には、当該剰余金の一部を活用することも考えられる。
(前期交付金等の返還財源分は留保しておく。)

被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

ア)市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30~35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

エ)「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうち300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。平成31年度は全国で250億円【単年度で活用】)。さらに、平成31年度は、特別調整交付金による追加激変緩和措置として約100億円を継続。

平成31年度の公費について（拡充分の全体像）

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【350億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【250億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○保険者努力支援制度

…医療費の適正化に向けた
取組等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

＜市町村分＞【412億円程度】

※別途、特調より88億円程度追加

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※平成31年度の予算総額は平成30年度と同規模を維持する。なお、保険者努力支援制度分については、平成31年度予算に912億円を計上したことにより、特例基金を活用せず、また、特調の活用額を縮小する。

※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保。

※平成32年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする。

【参考】平成30年度以降の国保財政の姿

(赤字は国保改革による変更点)

市町村への地方財政措置: 1,000億円

特別高額医療費共同事業

○ 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。

※ 平成30年度以降、数十億円程度増額

高額医療費負担金

○ 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担

保険者努力支援制度

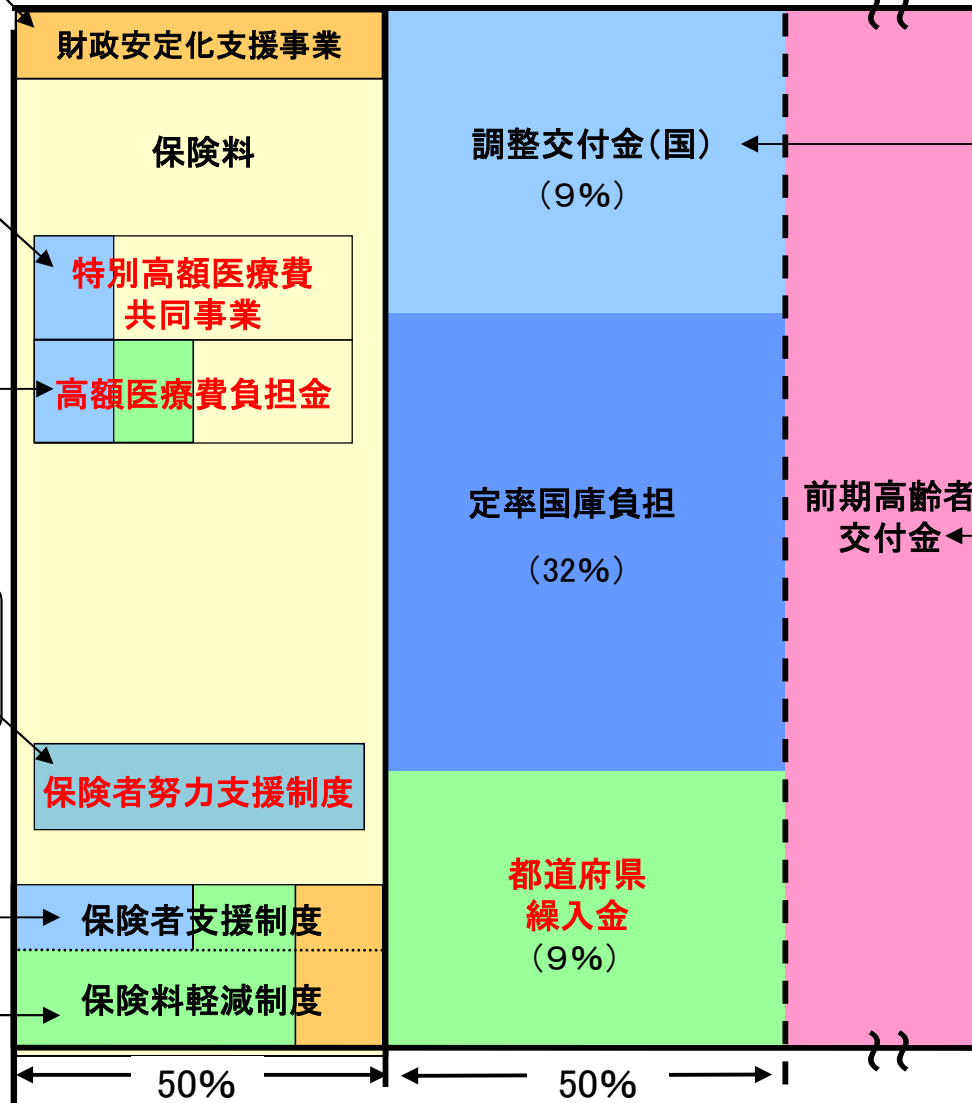
○ 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。事業規模: 800億円程度

保険者支援制度

○ 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

○ 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
(都道府県 3/4、市町村 1/4)



調整交付金(国)

○ 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。

○ 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

※ 平成30年度以降、800億円程度について、実質的増額。

前期高齢者交付金

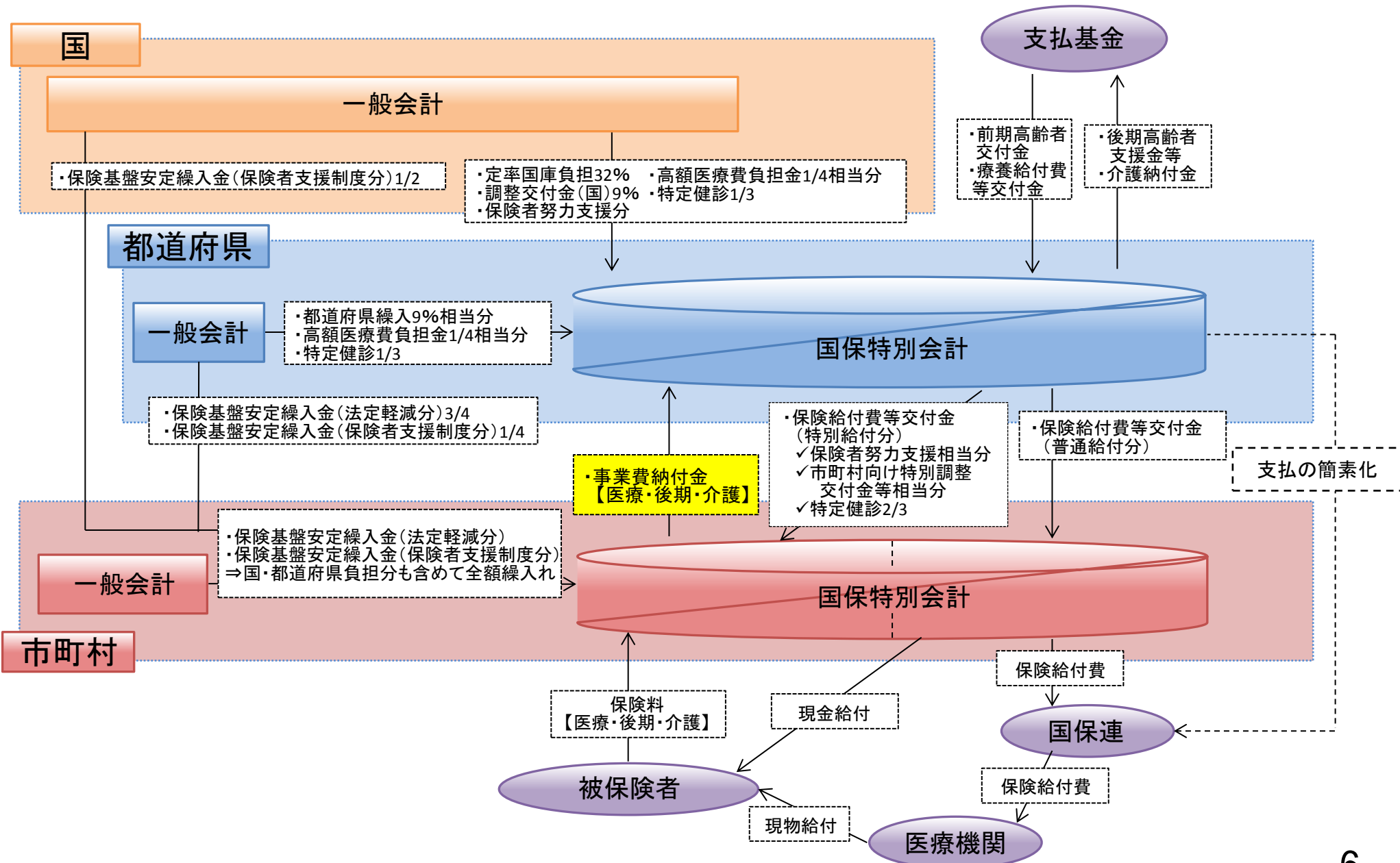
○ 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

【財政安定化基金】

○ 貸付・交付分(2,000億円)
給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、都道府県に基金を設置し、都道府県・市町村に対して貸付・交付を行う。

○ 激変緩和分(300億円)
平成35年度までの間、新制度の円滑な施行に必要な資金として活用可能。

国保財政の基本的な枠組みについて



前期高齢者交付金の精算について

- ・前期高齢者交付金は、当年度に概算で算定し、2年後に精算を行う仕組みとなっている。
- ・平成31年度までは、市町村ごとの前々年度の概算額と確定額を都道府県単位で合算して精算額を計算したうえで、当年度の概算額から控除する必要がある。
- ・精算額がマイナスになる場合には、前々年度決算において概算前期高齢者交付金に余剰が生じ、翌年度以降に繰り越されることが基本となる。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
概算	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A県 ○	A県 ○	A県 ○
精算	(26年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(27年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(28年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○ 合計額	(29年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○ 合計額	(30年度分) A県 ○

$$\left[\begin{array}{l} \text{合計額} \rightarrow \text{精算額} = \\ \text{A市} + \text{B町} + \text{C村の概算交付額} \\ - \text{A市} + \text{B町} + \text{C村の確定交付額} \end{array} \right]$$